【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年２月３日
【会社名】	カナレ電気株式会社
【英訳名】	Canare Electric Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　尾羽瀬 正夫
【本店の所在の場所】	愛知県日進市藤枝町奥廻間1201番地10
【電話番号】	０５６１－７５－３００１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小渕 敦
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区新横浜二丁目４番１号
【電話番号】	０４５－４７０－５５０３
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小渕 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年１月20日開催の取締役会において、電子機器製品の事業を新たに設立するカナレ電子機器株式会社（以下「カナレ電子機器」といいます。）へ承継すること（以下「本新設分割」といいます。）を決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。なお、本新設分割の詳細については未定であり、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本新設分割の目的

当社は平成12年から電子機器製品の開発、製品化を行って参りましたが、電子機器部門を別会社にすることによって、電子機器製品の開発および製造の役割と責任を明確化し、収益構造確立に向けたコスト構造改革の推進を図るとともに、お客様のニーズに合った製品、サービスをより機動的に提供することのできるマーケティング主導型事業運営体制への転換を図り、一層の事業競争力の強化と成長力の加速を目指すこととするものです。

(2) 本新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、カナレ電子機器を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(4) 本新設分割計画の内容

① 本新設分割の日程

分割決議取締役会	平成24年１月20日
新設分割計画決議取締役会	平成24年２月14日（予定）
新設分割計画承認株主総会	平成24年３月13日（予定）
新設分割設立会社設立登記日（効力発生日）	平成24年５月１日（予定）

② その他の本新設分割の内容

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(5) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	カナレ電子機器株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目４番１号 新横浜WNビル４Ｆ
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電子機器製品の開発、製造

以　上